

しろい市民まちづくりサポートセンター団体登録要綱

平成30年1月10日

改正 平成31年2月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年規則第34号）第2条第1号の規定により、登録団体の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録できる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 白井市市民参加条例（平成16年条例第15号）第2条第4号に規定する活動を行っていること。
- (2) 団体の運営に関する規約、会則又は定款を定め、会員名簿があること。
- (3) 構成員が5人以上で、その過半数が市内在住、在勤及び在学者で構成されていること。
- (4) 計画的に活動しており、適切な会計処理を行っていること。
- (5) 主に市内で活動を行っていること、又は活動することを予定していること。
- (6) 会員の資格の取得又は喪失に関して不当な条件を付していないこと。
- (7) 団体の情報を公開し、活動への参加、会員の募集等を広く行っていること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (9) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- (10) 暴力団でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。
- (11) 法令、条例等及び、公序良俗に違反する行為をしていないこと。

(登録申請)

第3条 登録しようとする団体は、しろい市民まちづくりサポート

センター団体登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 会則、規約又は定款
- (2) 会員名簿
- (3) 前年度の事業報告書及び決算書（設立1年未満の団体は除く。）
- (4) 申請年度の事業計画書及び予算書
- (5) 会報等の活動内容がわかるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

（登録事項及び登録証の交付）

第4条 市長は、前条の登録申請があった場合は、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者の氏名
- (3) 設立の時期
- (4) 事務所の所在地及び連絡先に関する事項
- (5) 活動分野
- (6) 活動の目的
- (7) 活動の内容
- (8) 会員数及び会員募集に関する事項
- (9) 会費の有無
- (10) 団体のPR
- (11) 活動地域及び活動日に関する事項
- (12) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により登録したときは、しろい市民まちづくりサポートセンター団体登録（更新）証（別記第2号様式）を交付するものとする。

（登録の変更）

第5条 登録団体の登録事項に変更が生じたときは、しろい市民まちづくりサポートセンター登録事項変更届出書（別記第3号様式）に変更事項が確認できる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の期間及び更新）

第6条 登録の期間は、市長が登録又は更新を決定した日（以下「登録等日」という。）の属する年度の翌年度5月31日とする。た

だし、登録等日が1月から3月までの日である場合、翌々年度の5月31日までとする。

- 2 登録団体が次年度に引き続き登録を希望する団体にあつては、市長が指定する期間に、しろい市民まちづくりサポートセンター団体登録更新申請書(別記第4号様式)及び活動状況報告書(別記5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により登録の更新をしたときは、しろい市民まちづくりサポートセンター団体登録(更新)証(別記第2号様式)を交付するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録の抹消を希望する団体は、しろい市民まちづくりサポートセンター団体登録抹消届(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定により登録の抹消の申出があつたときは、登録を抹消するものとする。
- 3 市長は、登録した団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消するものとする。
 - (1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により登録申請(更新)を行ったとき。
 - (3) その他市長が登録を抹消する必要があると認めたとき。
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、しろい市民まちづくりサポートセンター団体登録抹消通知書(別記第7号様式)を当該団体に通知するものとする。

(登録事項等の公表)

第8条 市長は、登録団体の市民活動の促進と市民の市民活動への参加の機会を広げるため、登録事項を公表するものとする。(個人情報については、同意が得られた事項に限る。)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第6条については平成30年1月10日から適用する。